

私は、日本共産党県議団として、一般質問を行います。まず、知事の政治姿勢についてであります。

大企業が競い合って、すすめている大量の派遣切り「非正規切り」は、人間を「使い捨て」にする派遣労働の非道さ、残酷さを最悪の形で示しています。

麻生首相は、「100 年に 1 回の危機」と言い、まるで自然災害かのような表現をしておりますが、このような事態を引き起こしたのは、財界の求めに応じて、1999 年に派遣労働を原則自由化する法改悪を行い、さらに 2004 年に製造業にまで広げる法改悪を行うなど、一連の労働法制の規制緩和の結果であることは、否定できない事実であります。この解決のためには、今起こっている事態は政治の責任で引き起こされた『政治災害』であるという認識がまず必要であると考えますが、知事の見解をお聞かせください。

これ以上の雇用破壊を許さないために、本県としてできることは何でしょうか。

厚生労働省は、先日、今年の 3 月までに雇い止めになる非正規雇用者の人数を発表しましたが、本県では、前回の調査の 1,000 人から大幅に増え 1,476 人にも及ぶことが明らかになりました。この内、47%の人たちが、契約満了前の解雇であります。

本県では、鹿屋市に工場を持つ日本モレックスは、120 人にも及ぶ全ての派遣社員の「派遣切り」を行いました。その内の 94 人は契約満了前の解除でありました。労働契約法には、有期労働契約の中途解除は「やむを得ない事由」がある場合以外は許されないとされています。日本モレックスは、一方で、来年度に県の「企業立地促進補助金」1 億 2 千万円の交付を受けるための雇用確保を行っており、今回の「派遣切り」は「やむを得ない事由」とは言い難く、違法行為と思わざるをえません。

また、京セラは、派遣労働者は雇用していませんが、下請企業において、京セラからの受注が激減した上、借りていた機械まで年末に引き上げられ、突然派遣社員と正社員百数十名が解通告を受けました。

日本モレックスへは、これまで約 4 億 3 千万円の企業立地促進補助金が交付されております。京セラグループへは、これまでテクノポリスセンターやホテル建設事業に対して、無利子のふるさと融資を総額 18 億 9 8 0 0 万円なされ、県民の税金からその金利の分が約 5 億円支払われています。さらに、企業立地促進補助金として、総額約 8 億 6 8 0 0 万円も交付されています。

そこでおたずねします。県民の貴重な税金から多額の補助金や金利負担がなされている誘致企業において、雇用破壊が起きていることについて、どのように認識されているのでしょうか。

合わせて、このような誘致企業において、これ以上の雇用破壊が生じないように、直接企業に出向き、雇用の確保を強く要請すべきであると考えますが、見解をおきかせください。

知事は、1月に開催された九州県議会議員研究大会での来賓あいさつの中で、中谷巖氏の「資本主義はなぜ自壊したのか」という著書の紹介をされました。中谷氏は小渕内閣の経済戦略会議の議長代理として「構造改革」の提言をまとめた中心人物ですが、その著書の中で「新自由主義の行き過ぎが日本社会の劣化をもたらした」と指摘し、自らを『懺悔』したものです。

小泉「構造改革」が社会と国民にもたらしたのは、際限ない貧困や格差と国内経済の脆弱化、そして社会保障の連続改悪で、医療崩壊と医療難民、介護難民を生み出しました。「三位一体改革」による交付税の大幅削減と輸入自由化の促進による農業破壊、大型店の進出による商店街の「シャッター通り」化など地方経済の冷え込みは深刻です。

また、アメリカの要求のままに総額630兆円もの公共事業を約束した国の求めに応じて本県でも公共事業を増やし続けたことが、本県の多額の借金を生み出しました。

同様に、農業においても、戦後の歴代自民党農政は困難を作り出しました。食料輸入自由化路線のもとで、アメリカや財界・大企業のいいなりに、国民の食料を際限なく海外に依存する策をとり続けてきました。さらに、中小農家切り捨てや、「日本農業に競争力がないのは規模が小さいからだ」として画一的な「規模拡大」を押しつける一方で、農家の経営と暮らしを支えるためにどの国も力を入れている農産物価格保障対策や経営安定政策は放棄してきました。これらに対して、本県の農政はどういう立場だったでしょう。

国の農政に追従してきた結果が、耕作放棄地の増加や農村の過疎化、農家の高齢化と後継者不足という事態を招いているのではないのでしょうか。

今、雇用危機の中、雇用の受け皿として、農業に期待が寄せられ、本県でも、就農・就業の支援メニューが用意されています。しかしながら、農業で食べていくことができるという状況にならなければ、就農したとしても継続して農業に従事することはできません。

先日、指宿市においてひょうが降り、そらまめやえんどうが大被害を受けました。硬質ハウスも無数に穴が空き、張り替えに2000万円もかかる農家もあるほどです。農業は自然が相手です。だからこそ、人の生命の源を作り出す農業は、どんな時でも、継続できるように生産コストをカバーできる農作物の価格保障、農家の所得保障を県独自にすすめるべきであると考えます。見解をお聞かせください。

次に、川内原発3号機の増設にかかわる質問をいたします。

政府、電力業界は、原子力が二酸化炭素を出さない「クリーンなエネルギー」だとして温暖化対

策の「切り札」にしようとしています。この「クリーンなエネルギー」という表現については、日本広告審査機構（JARO）が、「安全性について十分な説明なしに、発電時に二酸化炭素を出さないことだけをとらえて『クリーン』と表現すべきではない」という裁定を出し、電気事業連合会に通知をいたしました。

3号機増設の根拠について、九州電力は、一つに、地球環境問題への対応を挙げていますが、原発は安全上の理由から、フル運転が前提であり、電力需要に対応した出力調整ができませんし、災害や事故で原発の稼働率が低下した場合や定期点検で運転を停止する場合などのためにバックアップ電源として火力発電が用意されています。原発を増やせば火力も増やさざるを得ないというのが事の本質です。その証拠に、九州電力では、川内原発1号機、2号機に次いで、1994年、97年に玄海原発3号機、4号機の運転を開始しておりますが、CO<sub>2</sub>排出量は、削減どころか、増加の一方であります。

知事は、九州電力が言うように、地球温暖化の対策として、原発によりCO<sub>2</sub>の削減が可能とお考えでしょうか、見解をお聞かせください。

もう一つ原発増設の根拠として、エネルギー需要の中での電力需要の伸びも挙げています。先に示したように、どんなに原発を増やしても、電気使用量が増えれば、CO<sub>2</sub>排出量は増えることになっており、電気使用量自体を減らすことが必要です。しかしながら電力会社は、オール電化を推奨し、自ら電力需要を高めているのです。地球温暖化対策として必要なのは、電力需要を減らすための努力です。県庁でも、クールビズ、ウォームビズなどに取り組んでおられますが、その他にも、例えば省電力機器購入に対しての補助や、いわゆる「緑のエアコン」、つまり植樹による冷房需要の削減など、地球温暖化対策として必要なことは、様々な工夫をして、電力需要を減らすことあります。見解を求めます。

原発増設にあたって、環境影響評価法にもとづいて、環境アセスが行われ、その結果が環境影響評価準備書で、報告されていますが、そもそも環境影響評価法には、いくつかの課題があります。環境アセスが事業者を中心とする手続きであるために、中立性、客観性に欠けるという点と、住民参加の手続きが十分整備されていないという点です。そして、原子力発電所という施設整備であるにもかかわらず、放射能の影響が環境アセスの対象外となっている点です。

例えば、準備書には、発電所の運転に伴い発生する産業廃棄物について、汚泥や廃油、金属くずなどの廃棄物がいくら発生し、そのうち、有効利用がどのくらいなされ、利用されず処分されるものがどのくらいあるか記載されていますが、肝心の放射性廃棄物については、全く触れられてもいません。薩摩川内市に増設されようとしているのは、学校でも体育館でも公民館でもありません。一旦事故が起きれば、多くの人命を傷つけ、環境にも甚大な影響をあたえる原発です。

原発での万一の事故の損害賠償のために、日本原子力産業会議が試算した被害予測は「出力50万キロワット of 原発で最大事故が起きた場合、早期死亡者540人、早期障害者2900人、要観察者400万人、財産被害3兆7000億円」とされています。3号機と比べて桁違いに小さな原子炉で、しかも炉内放射能のわずか2%が漏れた場合の想定でこのような数字です。もちろん、そのまま川内原発にあてはまるものではありませんが、このような損害賠償制度が存在し、死亡者を

含めた被害想定が行われていること自体が、原発から出る放射能の危険性を物語っているではありませんか。肝心の放射能の影響に全く触れない形の環境影響評価制度について、県民の生命・財産を守る立場での知事の見解をお聞かせください。

また、原発立地にあたっては多額の交付金を用意されていますが、ウラ替えして言えば、それだけ、危険であることの証であります。薩摩川内市在住のある方は、「親類で、東京で働いていて田舎に帰ってきたいと言っているが、原発があるから、やめたと言っている。」と残念そうに語っていました。住民の安全を犠牲にした原発推進が真の地域振興に結びつくと考えておられるでしょうか。見解をおきかせください。

3号機増設の判断にあたっては、住民の意見を聞くと言われておりますが、どういう形で、どういう住民の意見を聞くおつもりなのかお聞かせください。

この2月10日、環境省の再生可能エネルギーについての有識者検討会である「低炭素社会構築に向けた再生可能エネルギー普及方策検討会」から提言が発表されました。その試算によると、現在の技術水準や経済状況で再生可能エネルギーを最大限導入すれば、二酸化炭素排出量を1990年比で2020年に4%、30年に8%削減できるとのことです。雇用も、太陽光パネルの製造や設置工事、メンテナンスなどで20年に59万人、30年に68万人増えると想定しています。

危険な原発に依存するのではなくて、再生可能エネルギーの開発と普及にこそ、国は予算を振り向けるべきであると考えますが、知事の見解をお聞かせください。

地域経済が底をつく中で、より一層格差の拡大、貧困の拡大がすすんでいます。特に親の経済状況が子ども達に影響を及ぼすような貧困の連鎖が生じています。今こそ、地方自治体が、憲法25条に規定された生存権を保障し、地方自治法第1条の2に規定された住民の福祉の向上のために、貧困が広がる中での県民の支援と、子ども達への貧困の連鎖を断ち切るという役割を果たすときです。県としての決意を伺います。

貧困と格差の拡大は、住民の命に関わる事態になっています。お金が無くて、病院にかかりたくてもかかれない状況が進んでいます。

私は、9月の質問で、国民健康保険法第44条の規定に基づく一部負担金の徴収猶予及び減免について取り上げました。答弁の中で「保険者である市町村において適切に対応する必要があると考える」とされました。現在、国としても、その制度の必要性を認め、統一した運用基準を定める方針で、内容を検討中とのことであります。

確かに国保の保険者は各市町村であり、県が直接に減免を実施することはできません。しかしながら、県立病院においては、県の意志で減免ができるようになっています。県立病院事業の設置等に関する条例の第12条において使用料の減免ができる旨を明記しています。

そこでおたずねします。条例第12条にある使用料の減免の実績をお示してください。県立病院が、県民の命と健康を守る最後の砦としての役割を果たすためにも、減免制度について、県民に広く周知し、実績を作っていただきたい。見解をおきかせください。

知事は、マニフェストにそって、来年度、多子世帯保育料等軽減事業として、認可保育所、私立幼稚園に第3子以降の子どもを入所・就園させる世帯に、保育料を助成して、子育てに係わる経済的負担を軽減する制度を提案されました。妊婦健康診査支援事業と合わせて、子育て支援の方策として、歓迎するものであります。

しかしながら、この事業の対象は、認可保育所と私立幼稚園への入所・就園する児童に限られています。認可保育所の在園児童は31,637人ですが、それ以外に、一般認可外保育施設や事業所内保育施設に入所している児童が県内に4,758人おります。無認可保育所の所長さんの話では、特に3才未満児で認可保育所の空き待ちの方達がたくさんおられるそうです。年末にも、離婚して鹿児島に帰ってこられたお母さんが、認可保育所に空きが無いため、無認可保育所の保育料は高いが、すぐに働かなければ生活できないので、認可保育所に空きがでるまで無認可保育所に預けられているそうです。これが実態です。せっかく県独自で多子世帯の子育てを応援しようとするのであれば、認可、無認可にかかわらず、幼稚園及び全ての保育施設に通所している第3子への支援とすべきではないでしょうか。見解を求めます。

次に、乳幼児医療費助成制度について、来年度、対象年齢を医科、歯科とも、就学前までに引き上げられることを検討されていることを歓迎するものです。

しかしながら、同時に、現在所得制限を設けていないものを、児童手当支給基準と同様の所得制限を設けようと検討されていることに異議を唱えるものであります。

私は、県議として当選以来、一貫して、乳幼児医療費助成について、対象年齢の引き上げと現物支給を要求してきました。これは、私自身の子育ての経験からも、また多くの市民県民の、子どもの具合が悪くなったときに、財布の中身を心配せずにすぐに病院にかかれるようにしてほしいという切実な願いであるからです。

知事が常々言われるように「子どもは未来からの預かりもの」として、子どもの命に分け隔て無く支援をしていただきたいのです。

やっと対象年齢が引き上げられるかと思うと、所得制限で対象者を狭められる。予算の総額を増やさずにいかに対応するのかという立場で検討が行われているとしか考えられません。このような立場は、少子化対策として逆行しているのではないのでしょうか。十分な予算を確保して、所得制限など行わず真の子育て支援を行うべきであると考えますが、見解をお聞かせください。

次に、就学支援についておたずねします。全児童生徒数が減っているにもかかわらず、就学援助を受けている児童生徒の人数は増加の一途です。今こそ、子ども達の学ぶ権利を保障するための取り組みが求められています。

本県の県立高校における授業料減免制度は、住民税非課税と均等割課税のみの世帯が対象となっています。家計急変の世帯に対しても対応をされていますが、やはり基準は非課税世帯と均等割課税世帯相当の所得の世帯が対象となっています。

この5年間の減免者数の推移を見ると、減免者の実数年々増え続け、減免者の割合も高くなり続けています。その一方で、授業料減免の申請を出しても、所得が基準より多く、減免が認められなかった件数が1割近くあります。最近の雇用情勢の悪化を考えたとき、この所得要件を緩和する必要があるのではないかと考えますが、見解をお聞かせください。

また、今、私立学校の授業料の滞納者の増加や経済的理由による学業継続を断念せざるをえない状況の進行が全国的にも大きな問題となっています。

本県では、私学助成の一貫として、私立高校の授業料について、県立高校の授業料と同様の額を助成していますが、対象は県立高校と授業料助成と同様の基準となっています。長崎県では、家計急変の場合は、私立の小学校、中学校も含めて助成の対象にしています。本県でも、私立高校の所得要件を緩和すると共に家計急変の世帯については私立小学校、中学校も含めて助成の対象にさせていただくよう検討いただきたいと考えますが、見解をお聞かせください。

県立短大においても、授業料の減免制度が作られています。しかしながら、「県立短期大学授業料減免規則」の第4条で「授業料の減免を行う人員は、在学総数の100分の5の範囲内とする」と規定されております。実際に、過去の在学性総数に占める減免決定者の割合は、5.0%以下になっており、今年度で言えば、前期18名、後期17名の生徒が、在学総数の5%を超えることにより、減免の対象となりませんでした。減免には半額免除と全額免除がありますが、半額も全額も同じ一人分の扱いとなっています。対象人員を制限する規定は撤廃し、減免基準を満たしている申請者には、減免を広げるべきであると考えますが、見解をお聞かせください。

知事、副知事、旧出納長、県教育長などの特別職について、長期にわたって、県の外郭団体や公的機関を渡り歩いている現状があります。過去の特別職退職者特別職退職後、県の外郭団体や公的機関に通算何ヶ所、延べ何年間勤務されているのか、県の退職金を含め、何回退職金をもらったのか、現職の方で一番長く勤務されている方の事例をお示しいただきたい。

どう見ても、特権的に、優遇されているとしか思えない。後進に道を開くと言う点でも、また、

一般職員については、基準が設けられていますが、特別職についても、一般職員と同様に、退職金の支給や勤務年数など基準を設けると共に、課長級以上の一般職員と同様に、退職時の役職名、再就職先名、役職名などを公表し、公明公正に行うべきであります。見解をお聞かせください。

最後に教育問題についておたずねします。

2年前、ある中学校で、体罰事件がありました。当時、体罰を受けた4名の生徒らの保護者から教育委員会に提出された文書から、その当時の体罰の実態をご紹介します。念のために申し上げますと、この文書の内容は、体罰を行った教諭自身も認め、事実であることが確認されているものです。

「5月頃、学校に隣接する畑で、Bらクラスの3人に正座をさせ、木の枝で叩き、ほほを3回平手打ちした。」「9月11日、Cに対し、蹴りを1回、ほほに平手打ちを3回、拳でほほを2回殴打、頭をひじで1回たたいた。Eに対しては、蹴りを1回、ほほに平手打ちを4回、拳でほほを2回殴打、両手でほほをはさみ、2回叩いた。さらに、横にあった箒で、Cの頭を2回叩き、胸を2回突いた。A教諭による男子生徒への暴力は日常的である。『心の教室』で、畳に生徒を正座させ、そこに置いてある机にN教諭が上がり、足で生徒の胸を蹴った。」このように書かれています。

これらは、ごく一部であります。この暴力にも本当に驚きますが、もっと驚いたのは、この文書を、当時一番暴力を受けていたB君の父親が市の教育委員会へ提出しに行ったとき、その教育委員会の対応した職員が「以前〇〇中学校が荒れていた頃、その子ども達を抑えるために数名の先生が送られてきたが、その中の一人である。」と述べたことです。

教育長、お尋ねします。第1に、本県の教育委員会では、このような体罰を容認し、暴力でもって子どもを押さえつけ、学校の「荒れ」の状態を解決しようとする考えをお持ちなのですか。見解をお聞かせください。

第2に、A教諭は、この告発から1ヶ月後に、教頭に任用されて次の学校に赴任しています。この教頭への任用は適正と言い得るのでしょうか。見解を伺います。

実は、私が、今回このような質問をするに至ったのは、この教諭が、次の赴任先で、新たな人権侵害を起こしているからであります。一人の生徒が、この教諭の暴言により、学校に行けなくなり、リストカットを繰り返しています。

先ほど紹介した前任校で暴力をふるわれた生徒の保護者たちはこう言っています。「私たち保護者は、A教諭がああ後、何も反省もせず、次の赴任地で、またもや何の罪もない生徒に暴力を繰り返し、その生徒の人生までも奪おうとしていることを知り、やはり私たちが事実を訴えることが必要だと考え、2年前自分たちの子ども達が受けた暴力事件を公表しようと決心したのです。」と述べておられます。教育長、今後このような事態が繰り返されないような対策を講じていただきたいと思いますと考えますが、いかがでしょうか。

このような学校現場で教師による児童生徒への人権侵害の事案が生じたとき、児童生徒は、当然ながら、教師や学校に対して弱い立場であり、保護者も、学校や教育委員会という大きな壁に対して、真実を告発することで子どもが不利益を被らないかという心配もあり、泣き寝入りをせざるをえない現状、また、訴えても、何ら解決しない現状があります。児童生徒や保護者が安心して相談できるシステムや実効性のある対策が必要であると考えざるを得ないでしょうか。見解を求めます。

今、雇用危機、経済危機の中で、県民、住民の暮らし向きはより一層厳しくなっています。私は、連日のように、仕事がなく生活ができない、体をこわして働けなくて家賃が払えない、生活費のためにサラ金から借金して、返せない、子どもが私立学校に合格したが、入学金の用意ができないなどの相談が寄せられています。

私は、涙ぐみながら、電話をかけてこられた方たちに、必ず言う言葉があります。それは、「大丈夫。日本は憲法25条があるから、必ず解決できるから一緒に頑張りましょう。」ということです。

憲法25条の「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」この生存権と、地方自治法第1条2項の住民の福祉の向上のために、県が力を尽くすことが今こそ求められています。私も、そのために全力を尽くすことを申し上げ、質問を終わります。